

## 「人権問題に関する市民意識調査」 調査票

市民のみなさまへ

### 「人権問題に関する市民意識調査」へのご協力をお願い

皆さまがたには、日ごろから、福岡市政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

福岡市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、各種の行政施策を進めているところでありますが、今後も、様々な人権問題の一日も早い解決を目指した施策をより総合的・効果的に進めてまいりたいと考えております。

つきましては、今後の本市の人権施策を進めていく上での参考にさせていただくため、市民の皆さまの人権問題に対するお考えをお伺いする意識調査を実施することといたしました。

この調査は、市内にお住まいの満18歳以上の方3,000人を無作為に選ばせていただいたものです。

調査にあたりましては、無記名で回答をいただくため個人のお名前が出ることは決してありませんし、また、調査票については慎重に取扱い、調査終了後は厳重に処理いたしますので、率直なお考えをお聞かせください。

お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、この調査の趣旨をご理解いただき、最後の質問まで回答いただきますようご協力をお願いいたします。

平成29年12月

#### 【お問い合わせ先】

○市民局人権部人権推進課（人権問題に関する市民意識調査担当）

電話：092-711-4338 FAX：092-733-5863

Mail：[jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp)

アンケート調査票は、記入後、同封しております封筒（切手不要）に入れて、

**12月25日（月）**までに郵便ポストに投函してください。

### 【記入上の注意】

1. このアンケート調査票は必ずご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
2. 回答の記入は、鉛筆またはボールペンでお願いいたします。
3. 各質問のご回答は、特に説明がないかぎり、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。質問文に「1つ」、「すべて」など指定がある場合は、その指定に従ってお答えください。
4. 質問によっては回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や案内にそってお答えください。
5. アンケート調査票・返信用封筒には、住所、氏名を記入していただく必要はありません。なお、返信用封筒に記載されている数字類は、日本郵便(株)で処理するためのものであり、個人を特定するものではありません。

## I. 人権問題全般についてお尋ねします

問1 今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。 (○は1つだけ)

- |   |                     |         |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 尊重されていると思う          | → 問2へ   |
| 2 | どちらかといえば尊重されていると思う  | → 問2へ   |
| 3 | どちらかといえば尊重されていないと思う | → 問1-1へ |
| 4 | 尊重されていないと思う         | → 問1-1へ |
| 5 | いちがいには言えない          | → 問1-1へ |
| 6 | わからない               | → 問2へ   |

問1-1 (問1で3~5に○印をつけられた方に、お尋ねします。)

次の中で、あなたが人権が尊重されていないと思うものをすべて選んでください。  
(あてはまるものすべてに○)

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 同和問題に関する人権                                   |
| 2  | 女性の人権  |
| 3  | 子どもの人権                                       |
| 4  | 高齢者の人権                                       |
| 5  | 障がい者の人権                                      |
| 6  | 外国人の人権                                       |
| 7  | HIV (エイズウイルス) 感染者・ハンセン病患者などの人権               |
| 8  | ホームレスの人権                                     |
| 9  | インターネットによる人権侵害                               |
| 10 | 犯罪被害者やその家族の人権                                |
| 11 | 刑を終えて出所した人やその家族の人権                           |
| 12 | 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権                        |
| 13 | 性的マイノリティ <sup>※1</sup> の人権                   |
| 14 | アイヌの人々の人権                                    |
| 15 | 災害に伴う人権<br>(避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など)         |
| 16 | 働く人の人権<br>(パワーハラスメント <sup>※2</sup> や長時間労働など) |
| 17 | その他 ( )                                      |

※1 性的マイノリティ

: LGBT (「レズビアン/女性同性愛者, ゲイ/男性同性愛者, バイセクシュアル/両性愛者, トランスジェンダー/性同一性障がいなどこころの性とからだの性が一致しない人」の頭文字) など

※2 パワーハラスメント

: 職務上の地位などを背景にした嫌がらせ

**問2 人権問題に関する意識についてお尋ねします。**

**あなたは人権問題に、どの程度関心を持っていますか。**

(○は1つだけ)

- |   |          |   |       |
|---|----------|---|-------|
| 1 | 非常に関心がある | → | 問2-1へ |
| 2 | 多少関心がある  | → | 問2-1へ |
| 3 | あまり関心がない | → | 問2-1へ |
| 4 | 関心がない    | → | 問3へ   |

**問2-1 (問2で1～3に○印をつけられた方に、お尋ねします。)**

**次の中であなたが関心を寄せるものをすべて選んでください。**

(あてはまるものすべてに○)

- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 1  | 同和問題                                 |
| 2  | 女性に関する問題                             |
| 3  | 子どもに関する問題                            |
| 4  | 高齢者に関する問題                            |
| 5  | 障がい者に関する問題                           |
| 6  | 外国人に関する問題                            |
| 7  | H I V (エイズウイルス) 感染者・ハンセン病患者などに関する問題  |
| 8  | ホームレスに関する問題                          |
| 9  | インターネットによる人権侵害問題                     |
| 10 | 犯罪被害者やその家族に関する問題                     |
| 11 | 刑を終えて出所した人やその家族に関する問題                |
| 12 | 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題             |
| 13 | 性的マイノリティに関する問題                       |
| 14 | アイヌの人々に関する問題                         |
| 15 | 災害に伴う問題<br>(避難生活でのプライバシーの問題や、風評被害など) |
| 16 | 働く人に関する問題<br>(パワーハラスメントや長時間労働など)     |
| 17 | その他 ( )                              |

**問3 差別や、その他の人権侵害に対するお考え、ご経験についてお尋ねします。**

**ア あなたは、この5年間に、差別をされたとあったことがありますか。**  
**ある場合、どのような事柄について差別をされたのか、次の中から該当するものを、すべて選んでください。** (あてはまるものすべてに○)

1 年齢	10 独身であること
2 学歴・出身校	11 容姿
3 職業	12 同和地区出身・同和地区に居住
4 収入・財産	13 人種・民族・国籍
5 家柄	14 思想・信条
6 ひとり親家庭, 両親が不在	15 宗教
7 障がい・病気	16 その他 ( )
8 性別	17 差別されたことはない
9 性的指向 <sup>※3</sup> ・性自認 <sup>※4</sup>	

※3 性的指向：人の恋愛・性愛がどういふ対象に向かうのか（好きになる性）

※4 性自認：自分の性をどのように認識しているか（こころの性）

**イ. あなたは、この5年間に、差別をしたことがありますか。**  
**ある場合、どのような事柄について差別をしたのか、次の中から該当するものを、すべて選んでください。** (あてはまるものすべてに○)

1 年齢	10 独身であること
2 学歴・出身校	11 容姿
3 職業	12 同和地区出身・同和地区に居住
4 収入・財産	13 人種・民族・国籍
5 家柄	14 思想・信条
6 ひとり親家庭, 両親が不在	15 宗教
7 障がい・病気	16 その他 ( )
8 性別	17 差別したことはない
9 性的指向・性自認	

**ウ あなたは、この5年間に、次のような差別や人権侵害を受けたことがありますか。**

**ある場合、該当するものを、すべて選んでください。**

**(あてはまるものすべてに○)**

- 1** あらぬ噂, 他人からの悪口, かげ口
- 2** 仲間はずれや無視
- 3** 名誉や信用を傷つけられたり, 侮辱を受けたりしたこと
- 4** 学校・職場などにおける不平等または不利益な扱い
- 5** 隣人や知人からの嫌がらせ・迷惑行為
- 6** 役所や医療機関, 福祉施設などでの不当な取扱い
- 7** プライバシーの侵害 (他人に知られたくない個人的事項を知られた)
- 8** セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)
- 9** パワーハラスメント (職務上の地位などを背景にした嫌がらせ)
- 10** ドメスティック・バイオレンス (DV) (配偶者やパートナーからの暴力)
- 11** 学校などにおける体罰, 学校・職場などにおけるいじめ
- 12** 暴力・脅迫・虐待・強要 (本来義務のないことをさせられたり, 権利の行使を妨害された)
- 13** ストーカー行為 (特定の人にしつこくつきまとわれたりした)
- 14** 公害 (悪臭・騒音など)
- 15** その他 ( )

**エ 差別を受けるなど人権を侵害され、自分だけでは解決できないと判断した場合、あなたはどのように対処しますか（しましたか）。** (○は3つまで)

- 1 家族や親戚に相談する
- 2 友人や知人に相談する
- 3 町内会・自治協議会役員や民生委員に相談する
- 4 学校や職場に相談する
- 5 市の専門機関（人権啓発センター・男女共同参画推進センター アミカス・こども総合相談センター えがお館など）に相談する
- 6 市役所や区役所の相談窓口（市民相談室など）に相談する
- 7 法務局や人権擁護委員などに相談する
- 8 警察に相談する
- 9 弁護士に相談する
- 10 国会議員や県・市議会議員に相談する
- 11 人権擁護団体（NPOなど）に相談する
- 12 新聞やテレビなどマスメディアに訴える
- 13 裁判所に訴える（訴訟を起こす）
- 14 その他（ )
- 15 何もしないで我慢する
- 16 わからない

**オ 人権侵害に対する相談や救済に関する制度について、あなたが必要と思うものは何ですか。** (あてはまるものすべてに○)

- 1 人権に関するオンブズマン・オンブズパーソン（中立の立場から調整・調停を行う制度）
- 2 児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）などからの緊急避難施設
- 3 人権侵害の被害者を救済するための、全国共通の制度
- 4 人権侵害の被害者を救済するための、福岡市独自の制度
- 5 人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ学習会や研修会
- 6 24時間利用可能な人権相談窓口
- 7 電話やインターネットなど、在宅のままで人権相談ができる制度
- 8 法務局・市役所・警察など、複数の窓口のネットワーク
- 9 その他（ )
- 10 特に必要なことはない

**問4 あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査をすることについて、どのように考えますか。** (○は1つだけ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 絶対にやめるべきだ | 3 やむを得ないことだ |
| 2 やめた方がよい   | 4 当然、必要なことだ |

## Ⅱ. 個別の人権問題についてお尋ねします

### 同和問題について

問5 日本の社会に、被差別部落、同和地区などと呼ばれ、「差別」を受けてきた地区（以下、同和地区という。）があることを、あなたが初めて知ったのはいつごろでしょうか。（○は1つだけ）

- |   |                      |         |
|---|----------------------|---------|
| 1 | 6歳より前（小学校入学前）        | → 問6-1へ |
| 2 | 6歳～11歳（小学生当時）        | → 問6-1へ |
| 3 | 12歳～14歳（中学生・高等小学生当時） | → 問6-1へ |
| 4 | 15歳～17歳（高校生・旧制中学生当時） | → 問6-1へ |
| 5 | 18歳以上                | → 問6-1へ |
| 6 | いつごろだったか覚えていない       | → 問6-1へ |
| 7 | 同和地区のことは知らない         |         |

問5-1 （問5で1～6に○印をつけられた方に、お尋ねします。）

あなたが初めてそのことを知ったのは、何によってでしょうか。

（○は1つだけ）

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 父母から                                      |
| 2  | 祖父母から                                     |
| 3  | 祖父母・父母以外の家族・親戚から                          |
| 4  | 近所の人から                                    |
| 5  | 職場の人から                                    |
| 6  | 学校の授業で                                    |
| 7  | 学校の友達から                                   |
| 8  | 同和地区が近くにあったから                             |
| 9  | 同和問題についての集会や研修会で                          |
| 10 | 新聞、本、テレビ、ラジオなどで                           |
| 11 | インターネットで                                  |
| 12 | 県や市町村の広報誌や冊子などで                           |
| 13 | その他（ <span style="float: right;">）</span> |
| 14 | 覚えていない                                    |



問6 被差別部落、同和地区などと呼ばれてきた地区やその地区に住んでいる人々に対する差別についてどう思いますか。アからクまでのそれぞれに○印をつけてください。

(ア～クのすべての事項について、あなたのお考えに最も近い1つに○)

	差別は厳しい	多少差別はある	差別はない	わからない	同和地区のことは知らない
ア. 進学などの教育の面	1	2	3	4	5
イ. 就職などの面	1	2	3	4	5
ウ. 結婚の面	1	2	3	4	5
エ. 生活環境面	1	2	3	4	5
オ. 日常のつきあいの面	1	2	3	4	5
カ. 社会における偏見意識	1	2	3	4	5
キ. インターネットへの書き込みなど	1	2	3	4	5
ク. 同和地区の家や土地の購入の面	1	2	3	4	5

問7 以下の場合において、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。  
それぞれ、その立場となった場合にどうするかをお考えの上、お答えください。  
(ア～ウのすべての事項について、あなたのお考えに最も近いもの1つに○)

ア. あなたの身近な人が、同和地区の出身者に対して差別的な発言をしたり、  
態度を示した場合 (○は1つだけ)

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| 1 | 差別をしてはいけないと注意し、お互いよく話し合う |
| 2 | 何も言わないでそのままにしておく         |
| 3 | 同和問題には、かかわらない方がいいと言う     |
| 4 | その他 ( )                  |
| 5 | わからない                    |

イ. あなたの身近な人から「同和地区の出身者との結婚について、家族から強い  
反対を受けている」と相談を受けた場合 (○は1つだけ)

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| 1 | 家族の考えに関わらず結婚すればよいと言う         |
| 2 | 家族を説得し、二人の意志を貫いて結婚すればよいと言う   |
| 3 | 家族の強い反対があるのだから、慎重に考えてはどうかと言う |
| 4 | 結婚には反対だと言う                   |
| 5 | その他 ( )                      |
| 6 | わからない                        |

ウ. あなたが引っ越しや住居の購入などの理由で不動産を探していたところ、  
希望する条件にあう不動産が見つかったため、賃貸もしくは購入の契約をし  
ようと考えていたが、そこが同和地区内または同和地区と同じ校区内にある  
ことが分かった場合 (○は1つだけ)

- |   |                  |
|---|------------------|
| 1 | そのまま契約を行う        |
| 2 | 契約を取りやめ、別の不動産を探す |
| 3 | その他 ( )          |
| 4 | わからない            |

**問8 あなた自身は同和問題について、どのように考えますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。** (○は1つだけ)

- 1 「基本的人権」にかかわる問題であるから、自分も国民の一人として、この問題の解決に努力したい
- 2 自分としてはどうしようもないが、国や市などが政策で解決すべきである
- 3 この問題は、自分ではどうしようもないから、なりゆきに任せるより仕方がない
- 4 この問題は同和地区の人々だけの問題だから、自分とは直接関係ない問題である
- 5 社会的問題としては解決している
- 6 その他 ( )
- 7 わからない

**問9 あなたは同和問題を解決するためには、どのような方向が望ましいと思いますか。** (○は3つまで)

- 1 市民が、自ら差別や人権について学ぶべきだと思う
- 2 国や地方自治体が、同和問題の解決に向けた教育・啓発活動や相談活動などの施策に効果的に取り組むべきだと思う
- 3 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える
- 4 わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい
- 5 同和地区の人々自身が、自分の生活向上に努力すべきであると思う
- 6 同和地区の人々が、一カ所にかたまわって住まないようにすればよいと思う
- 7 差別をなくすための解放運動に積極的に取り組むべきであると思う
- 8 差別をしたり、差別を利用するような場合には、法律で処罰するべきだと思う
- 9 何をしても、解決することはむずかしい
- 10 社会的問題としては解決している
- 11 その他 ( )
- 12 どうすればよいかわからない

## 女性に関する問題について

問 10 あなたが、女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備
- 2 「男は仕事，女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること
- 3 「女流作家」，「女医」のように女性だけに用いられる言葉があること
- 4 就職時の採用条件，仕事の内容，昇給昇進における男女差など，職場における男女の待遇の違い
- 5 職場や学校などにおけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やマタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱い）
- 6 ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者やパートナーからの暴力）
- 7 女性に対するストーカー行為（つきまとい行為），痴漢行為
- 8 風俗産業や売春・買春（いわゆる「JKビジネス」を含む）
- 9 内容に関係なく女性の水着姿，裸体や媚びたポーズなどを使用した広告
- 10 女性のヌード写真などを掲載した雑誌，新聞やアダルトビデオ，ポルノ雑誌
- 11 その他（ ）
- 12 特にない

※5 JKビジネス

：「女子高校生」などの未成年を雇い，表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら，「裏オプション」等と称し，性的なサービスを客に提供させるもの。

問 11 女性の人権を守るために，必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直す
- 2 性別による固定的な役割分担意識を是正し，男女平等・対等意識を広める
- 3 様々な意思決定や方針決定の場への女性の参画を促進する
- 4 女性の人権に関して，市民の理解と認識を深める
- 5 学校教育の中で，女性の人権についての教育を充実する
- 6 男女雇用機会均等法や労働基準法などの周知や，企業・労働者の意識啓発に努める
- 7 セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）や，ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者やパートナーからの心身に与える暴力）の防止に取り組む
- 8 ストーカー行為等女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 9 性犯罪，売買春，DVなどに対する相談体制を充実する
- 10 性の商品化，性情報の氾濫（はんらん）が進む中，マスメディアにおける人権尊重のモラルの確立と自主的な取組を促進する
- 11 その他（ ）
- 12 特にない

## 子どもに関する問題について

問 12 あなたが、子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 いじめや無視、嫌がらせなどを受けること
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事
- 3 教師が子どもを指導する等の理由で体罰を加えること
- 4 保護者などから、虐待（身体的、心理的、性的）や育児放棄されること
- 5 子どもの虐待に気付いても、見て見ぬふりをする事
- 6 学校や就職先の選択など子どもの意見について、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押しついたりすること
- 7 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しないこと
- 8 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすること
- 9 子どもの前で家族に暴力をふるうこと
- 10 児童買春、児童ポルノなどの対象となること
- 11 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫（はんらん）
- 12 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 13 その他（ ）
- 14 特にない

問 13 子どもの人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思えますか。(〇は3つまで)

- 1 子ども自身の意志や行動を、権利として尊重する
- 2 家庭、地域、学校の連携のもと、地域で子どもを育み、子どもの環境や活動を考えていこうという気運を高める
- 3 子どもの人権に関して、市民の理解と認識を深める
- 4 学校教育の中で、子どもの人権についての教育を充実する
- 5 学校において、いじめ問題の防止に対する取組を強化する
- 6 人権を大切に作る心を育てるため、教職員等に対する研修を充実する
- 7 子どもに対する虐待や育児放棄の防止に対する取組を強化する
- 8 貧困の連鎖の防止に対する取組を強化する
- 9 犯罪や安全をおびやかす行為などから子どもを守る取組を進める
- 10 インターネットの適正利用を促進したり、マスメディア等が紙面・番組等の内容に配慮する
- 11 子ども自身が気軽に相談できる体制づくりや専門相談機能の充実・強化を図る
- 12 その他（ ）
- 13 特にない

## 高齢者に関する問題について

問 14 あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ないこと
- 2 高齢者の意見や行動が尊重されないこと
- 3 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと
- 4 地域社会から孤立すること
- 5 生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者に十分に伝わりにくいこと
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 家庭内での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 8 病院や介護施設等での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること
- 9 高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分でないこと
- 10 認知症に対する誤解や偏見があること
- 11 経済的に自立が困難なこと
- 12 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 13 「おじいちゃん」「おばあちゃん」などとひとくくりにされ、個人として尊重されないこと
- 14 その他 ( )
- 15 特にない

問 15 高齢者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 社会の重要な一員として、生きがいを持って生活し活動できるような環境づくりを行う
- 2 高齢者一人ひとりの意志が大切にされる社会をつくる
- 3 高齢者の人権に関して、市民の理解と認識を深める
- 4 学校教育の中で、高齢者の人権についての教育を充実する
- 5 建物の階段や道路の段差を解消するなど、バリアフリーを進める
- 6 保健・医療・福祉関係従事者に対し、高齢者の人権に関する研修を充実する
- 7 介護者のための相談・支援体制を充実する
- 8 高齢者のための保健、医療、福祉サービスを充実する
- 9 高齢者への犯罪に対する取締りを強化する
- 10 高齢者教室や防犯教室など、高齢者を対象とした講座を充実する
- 11 幅広い年齢層との連携・交流が図れるような取組をすすめる
- 12 高齢者のための相談・支援体制を充実する
- 13 その他 ( )
- 14 特にない

## 障がい者に関する問題について

問 16 あなたが、障がい者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 障がい者の意見や行動が尊重されないこと
- 2 差別的な言動を受けること
- 3 聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと
- 4 障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと
- 5 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと
- 6 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 7 住宅を容易に借りることができないこと
- 8 就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 9 家庭や病院・福祉施設等において不当な扱いや虐待を受けること
- 10 使える在宅サービスや福祉施設・病院が少ないこと
- 11 学校の受け入れ体制が不十分なこと
- 12 詐欺や悪徳商法などの財産侵害の被害を受けやすいこと
- 13 スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと
- 14 その他 ( )
- 15 特にない

問 17 障がい者の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人もない人も、地域社会の中でともに暮らせる社会を目指す
- 2 障がい者一人ひとりの意志が大切にされる社会をつくる
- 3 障がい者団体、施設、作業所、民間福祉活動団体などの講演会や体験学習など、様々な機会をとらえて障がい者との交流を図る
- 4 障がい者の人権に関して、市民の理解と認識を深める
- 5 障がい者の視点に立った生活環境の整備（バリアフリー）を進める
- 6 障がい者のニーズにあった保健、医療、福祉サービスを充実する
- 7 障がい者の雇用を促進し、就労支援を充実する
- 8 学校教育の中で、障がい者の人権についての教育を充実する
- 9 特別支援学校や近隣の小・中学校の児童・生徒との交流教育などを実施し、障がいのある子どもに対する理解と認識を図る
- 10 障がいの特性に応じた教育を支援する仕組みを充実する
- 11 障がい者のための相談・支援体制を充実する
- 12 その他 ( )
- 13 特にない

## 外国人に関する問題について

問 18 あなたが、日本に居住する外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 外国人が日本で暮らす際、法令などにより、活動に制限がある場合があること
- 2 インターネット上での書き込みやヘイトスピーチ<sup>※6</sup>など、不当な差別的言動を受けること
- 3 外国籍であることを他に知られると差別や不利益を受けることがあるため、本名を名乗れない人もいること
- 4 外国人の意見が尊重されないこと
- 5 住宅を容易に借りることができないこと
- 6 国籍・民族・人種の違いを理由に、結婚を周囲に反対されること
- 7 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、外国人が地域社会に十分に受け入れられないこと
- 8 日本語が不自由な外国人が、保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができないこと
- 9 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示がなく、十分なサービスが受けられないこと
- 10 学校の受験資格が異なることや、日本語能力不足のため、外国人が日本で教育を受ける機会が限られること
- 11 外国人が就職・職場で不利な扱いや搾取を受けること
- 12 その他 ( )
- 13 特になし

※6 ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動



問 19 日本に居住する外国人の人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。  
(○は3つまで)

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 交流を通じて、日本人と外国人が互いの文化を理解するよう促す                           |
| 2  | 外国人の人権に関して、市民の理解と認識を深める                                 |
| 3  | 学校教育の中で、外国人の人権についての教育を充実する                              |
| 4  | ヘイトスピーチなど、不当な差別的言動の解消に向けた取組を進める                         |
| 5  | 外国人が住宅を借りたり、就労したりする際に、不利にならないような防止策を講じる                 |
| 6  | 外国人に対する不法な雇用などへの取締りや罰則を強化する                             |
| 7  | 外国人であることや日本語ができない場合でも、日本人と同等のサービス（医療、福祉、教育等）が受けられるようにする |
| 8  | 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示を増やす                 |
| 9  | 外国人が日本語や生活ルール・マナーを学べる機会を増やす                             |
| 10 | 外国人のための相談体制を充実する  |
| 11 | 外国人を支援する民間ボランティア団体を育成する                                 |
| 12 | 日本国籍を所持しない者でも、日本で長く暮らす外国人には、投票や献金などによる政治参加の機会を与える       |
| 13 | 海外から外国人女性等を連れてきて売春等を強要するなどの組織的犯罪に対する取締りを強化する            |
| 14 | その他（ <span style="float: right;">)</span>               |
| 15 | 特にない  |

## HIV（エイズウイルス）感染者などに関する問題について

問 20 あなたが、H I V（エイズウイルス）感染者などに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。（〇は3つまで）

- 1 家族や親戚・友人等からつきあいを拒絶されること
- 2 結婚拒否や離婚を迫られること
- 3 職場や学校で不利な扱いを受けること
- 4 住宅を容易に借りることができないこと
- 5 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 病院で治療・入院を拒否されること
- 7 病気に関する個人情報に本人が無断で他人に伝えられるなど、プライバシーが守られないこと
- 8 マスメディアによって誤った内容を報道されること
- 9 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 10 その他（ ）
- 11 特になし

問 21 H I V（エイズウイルス）感染者などの人権を守るために、必要なことはどのようなことだと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 市民に対し、病気や感染予防のための正しい知識の普及啓発を行う
- 2 学校教育の中で、H I V（エイズウイルス）感染などに関する正しい知識や感染者の人権についての教育を充実する
- 3 感染者などの就職の機会を確保する
- 4 患者、感染者を支援するため、保健所、医療機関、NGO（非政府組織）などとのネットワーク化を進める
- 5 プライバシーに配慮した医療体制の整備やカウンセリング体制を充実する
- 6 感染者などの生活や治療費を支援する
- 7 感染者などのための相談体制を充実する
- 8 その他（ ）
- 9 特になし

## インターネットによる人権侵害について

問 22 あなたが、インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。 (○は3つまで)

- 1 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること
- 2 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3 本人の承諾無く氏名や住所といった個人情報、写真などを掲載すること
- 4 ネットポルノなど違法・有害なホームページが存在すること
- 5 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）における仲間はずしなどのネットいじめが発生していること
- 6 情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいこと
- 7 情報の発信者が匿名の場合が多いため、利用者の倫理観が低下しやすいこと
- 8 個人情報の流出などの問題が多く発生していること
- 9 悪質商法によるインターネット取引での被害が発生していること
- 10 その他 ( )
- 11 特にない

問 23 インターネットを使った人権侵害を防ぐために、あなたが必要だと思うことを選んでください。 (○は3つまで)

- 1 インターネットのプロバイダーや情報管理者が、当該情報等の停止・削除を自主的に行う
- 2 不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化し、プロバイダーや掲示板等の管理者に対して、情報の停止、削除を求める
- 3 情報の収集・発信における個人の責任や、インターネットの適切な利用など、情報モラルに関して市民の意識の高揚に努める
- 4 学校教育の中で、情報モラルについての教育を充実する
- 5 被害を受けた人のための相談・救済体制を充実する
- 6 実名登録を義務づけるなど、情報の発信者に対する制限を設ける
- 7 加害者に対する罰則規定を設けるなど、法令等により規制する
- 8 その他 ( )
- 9 特にない



## ホームレスに関する問題について

問 26 あなたが、ホームレスに関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 ホームレスの人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 近隣住民等からの嫌がらせを受けること
- 3 通行人等から暴力をふるわれること
- 4 差別的な言動を受けること
- 5 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 6 住宅を容易に借りることができないこと
- 7 宿泊施設・店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 8 経済的に自立が困難なこと
- 9 その他 ( )
- 10 特にない

## 犯罪被害者やその家族に関する問題について

問 27 あなたが、犯罪被害者やその家族に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむこと
- 2 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 3 刑事裁判手続きにおいて必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではないこと
- 4 事件に関して周囲に噂話をされること
- 5 マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏を保てなくなること
- 6 犯罪被害者自身にも原因やきっかけを与えるなどの落ち度があったと言われること
- 7 その他 ( )
- 8 特にない

## 刑を終えて出所した人に関する問題について

問 28 あなたが、刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 住宅を容易に借りることができないこと
- 4 結婚を周囲に反対されること
- 5 悪意のある噂を流されたり差別的な言動を受けること
- 6 その他 ( )
- 7 特にない

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する問題について

問 29 あなたが、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する事柄で、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 身体や居住移転の自由を奪われ帰国できないこと
- 2 拉致被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われていること
- 3 拉致被害者の家族が、拉致被害者に関する情報を得ることができないこと
- 4 拉致被害者及びその家族が差別的な言動を受けること
- 5 拉致被害者及びその家族が興味本位で見られること
- 6 拉致問題に関する国民の理解が足りないこと
- 7 その他 ( )
- 8 特にない

## 災害に伴う問題について

問 30 あなたが、地震などの災害が発生した際に、人権上、特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 避難生活でプライバシーが守られないこと
- 2 女性・障がい者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦・性的マイノリティ等への十分な配慮が行き届かないこと
- 3 デマや風評などにより被災者が差別的な言動を受けること
- 4 支援や被災状況などの必要な情報が行き届かないこと
- 5 避難生活の長期化によるストレスなどの二次的被害があること
- 6 その他 ( )
- 7 特にない

### Ⅲ. 人権問題の教育・啓発についてお尋ねします

問 31 福岡市では、「人権尊重週間」（毎年12月4日から12月10日）における行事をはじめ、様々な人権問題解決への市民啓発を行っていますが、あなたがこの5年間に、見たり、聞いたりしたことがあるものを、すべて選んでください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 市政だより（コラムや特集など）
- 2 「差別をなくすために 考えようみんなの人権」（市政だより12月1日号に同時折り込み配布）
- 3 ポスター
- 4 垂れ幕や横断幕
- 5 新聞の記事や広告
- 6 人権問題についての啓発映画
- 7 テレビの啓発CM
- 8 ラジオ番組
- 9 街頭啓発
- 10 人権啓発センターのホームページ
- 11 その他（ ）
- 12 見たり、聞いたりしたものはない

問 32 福岡市健康づくりサポートセンター（あいれふ）（中央区舞鶴2-5-1）の8階にある「福岡市人権啓発センター（ココロンセンター）」をご存じですか。（○は1つだけ）

- 1 行ったことがある
- 2 行ったことはないが、事業の内容は知っている
- 3 名前だけしか知らない
- 4 知らない

問 33 人権問題の解決のために、様々な講演会や人権講座などが開催されていますが、この5年間に、参加したことがありますか。

(ア～コのすべての事項について、あてはまるもの1つに○)

	開催を知らない	参加したことはない	1～2回参加した	3回以上参加した
ア. 公民館が主催する人権講座・研修会	1	2	3	4
イ. 市民センターでの人権講座・講演会	1	2	3	4
ウ. 人権啓発センターの講座・講演会・出前 研修・ハートフルフェスタ※7・映画会 など	1	2	3	4
エ. P T A主催の研修会	1	2	3	4
オ. 学校の人権学習参観	1	2	3	4
カ. 校区の人権尊重推進協議会等の講座等	1	2	3	4
キ. 企業を対象として市が行う研修会	1	2	3	4
ク. 上記以外で市が行う人権講座・講演会	1	2	3	4
ケ. 民間や団体等による講演会など	1	2	3	4
コ. 大学の公開講座や講義など	1	2	3	4
サ. その他 ( )	—	—	3	4

※7 ハートフルフェスタ

: 毎年秋に市役所ふれあい広場で実施している人権啓発フェスティバル

問 33-1 (問 33 で一つでも「2」に○印をつけられた方にお尋ねします。)  
参加しなかった理由をお聞かせください。(あてはまるものすべてに○)

1	日程の都合がつかなかった
2	会場が不便な場所にあった
3	内容が魅力的ではなかった
4	人権問題に関心がない
5	人権問題のことはよく知っているので参加する必要はない
6	その他 ( )
7	特に理由はない



問 34 あなたは人権問題についての理解を深めるにあたって、どのようなものが特に役立つとお考えでしょうか。(〇は3つまで)

- 1 人権啓発センターや市民センターなどでの講演会・研修会・学習会
- 2 公民館や集会所での講演会・研修会・学習会
- 3 人権問題についての学習グループの活動や、グループ相互の交流会
- 4 新聞
- 5 テレビ, ラジオ
- 6 映画, ビデオ
- 7 掲示物 (ポスター・立看板・懸垂幕など)
- 8 広報紙 (誌), パンフレット, 冊子
- 9 ホームページ, メールマガジン
- 10 人権問題についての資料・図書
- 11 学校での人権教育
- 12 幼稚園や保育園等での就学前教育
- 13 人権問題に関する相談窓口
- 14 その他 ( )
- 15 特にない

問 35 人権問題や人権行政に関して、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。


問 36 最後にあなたの性別，年齢，職業，福岡市での居住年数（通年），居住区をお尋ねします。下記欄から該当するもの選んでください。

（それぞれ〇は1つだけ）

ア. 性別	1 女性 2 男性	3 回答したくない
イ. 年齢	1 18～19歳 2 20～29歳 3 30～39歳 4 40～49歳	5 50～59歳 6 60～69歳 7 70～79歳 8 80歳以上
ウ. 職業等	1 自営業 2 公務員 3 民間の企業や団体に勤務する人 (従業員数30人未満の企業や団体) 4 民間の企業や団体に勤務する人 (従業員数30人以上の企業や団体) 5 家事専業 6 学生 7 無職 8 その他 ( )	
エ. 居住年数	1 3年未満 2 3～5年未満 3 5～10年未満	4 10～20年未満 5 20～30年以上 6 30年以上
オ. お住まいの区	1 東区 2 博多区 3 中央区 4 南区	5 城南区 6 早良区 7 西区

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査票は，記入後，同封しております封筒（切手不要）に入れて，

**12月25日（月）** までに郵便ポストに投函してください。